⑵　容器は容器等級Ⅱの要件に適合していること。

⑶　外装容器又は内装容器は、電解液の漏洩を防ぐものであること。

2　それぞれの内装容器は、不燃性であって、かつ、非導電性の十分な量の断熱材で囲わなければならない。

3　密封された小型容器は、必要に応じ通気装置を備えなければならない。

4　輸送中において、輸送物内の電池又は組電池の移動を防ぎ、振動及び衝撃の影響を最小にするように、適切な措置が取られなければならない。この要件を満たすために、不燃性であって非導電性の緩衝材を使うことができる。

5　不燃性であること。

6　電解液が漏洩している単電池又は組電池については、電解液を吸収するために充分な量の不活性の吸収材を内装容器又は外装容器に備えなければならない。

7　質量30kgを超える電池及び組電池は、１つずつ内装容器の中に個別に包装され、外装容器に収納されなければならない。

P909

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2			400kg

注１　単電池及び組電池は、次の要件に従って収納されなければならない。

⑴　容器等級Ⅱの要件に適合していること。

⑵　金属製容器は、意図した使用方法に対応した十分な強度を持った非導電性の材料で内張りされていること。

2　上記の規定にかかわらず、蓄電池の容量が20Wh以下のリチウムイオン電池、100Wh以下のリチウムイオン組電池、リチウムの含有量１ｇ以下のリチウム金属電池及びリチウムの総含有量が２ｇ以下のリチウム金属組電池は次の要件に従って収納することができる。

⑴　IMDGコード4.1.1及び4.1.3の要件に適合する総質量30kg以下の強固な外装容器を用いること。なお、容器検査を必要としない。

⑵　金属製小型容器は、意図した使用方法に対応した十分な強度を持った非導電性の材料で内張りされていること。

3　装置に組み込まれた単電池又は組電池については、容器の容量及びその使用目的に適応して適切に設計され十分な強度を有し、適切な材料で製造された強固な外装容器を使用して差し支えない。なお、容器検査を必要としない。大きな装置は、当該単電池又は組電池が組み込まれた状態で当該装置によって同等に保護されている場合には、無外装で又はパレットによって運送することができる。

4　容器の容量及びその使用目的に適応して適切に設計され十分な強度を有し、適切な材料で製造された強固な外装容器は、強固で耐衝撃性の外装を有する総質量12kg以上の単電池又は組電池のために使用できる。なお、容器検査を必要としない。

5　単電池及び組電池は短絡が防止されたものでなければならない。

6　単電池及び組電池は、輸送中の過度の移動を防止するため、外装容器内で固定されなければならない。

別表第１備考６②(i)LP902の表の次に次の１１表を加える。

LP903

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類
—	—	50A、50B、50N、50H、50C、50D、50F又は50G

注１　蓄電池は大型容器内での移動によって発生する損傷を防止できるよう包装されたものでなければならない。

2　容器等級Ⅱの要件に適合するものでなければならない。

3　蓄電池は短絡が防止されたものでなければならない。

4　電池又は電池が組み込まれた装置は、１つずつ内装容器の中に個別に包装され、外装容器に収納されなければならない。

LP904

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類
—	—	50A、50B、50N、50H又は50D

注１　損傷又は欠陥のある蓄電池及び損傷又は欠陥のある蓄電池を収納する装置は、１つずつ個別に収納されなければならない。

2　容器等級Ⅱの要件に適合するものであること。

3　蓄電池は短絡が防止されたものでなければならない。蓄電池は大型容器内での移動によって発生する損傷を防止できるものでなければならない。

4　蓄電池及び蓄電池を組み込まれた装置に対し、

⑴　内装容器又は外装容器は、電解液の漏洩を防止するものでなければならない。

⑵　内装容器は、危険な熱放出を防ぐため、不燃性であって非導電性の断熱材料によって包まなければならない。

⑶　密封された容器は、必要に応じ通気装置を取り付けなければならない。

⑷　輸送中の輸送物内での蓄電池の移動を防ぎ、振動及び衝撃による影響が最小になる適切な方法が取られなければならない。

⑸　非導電性であること。

⑹　電解液が漏洩している電池については、電解液を吸収するために充分な量の不活性の吸収材を、内装容器又は外装容器に備えなければならない。

⑺　蓄電池又は蓄電池が組み込まれた装置は、１つずつ内装容器の中に個別に包装され、外装容器に収納されなければならない。

別表第１備考６③(i)IBC02の表注中B15の次に次のように加える。

B16　国連番号が3375の危険物について、31A及び31Nタイプの容器を使用する場合は、船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものであること。

別表第１備考６③(i)IBC04の表中「21B又は21N」を「21B、21N、31A、31B又は31N」に改める。

別表第１備考６③(i)IBC05の表中「21N、11H1、11H2、21H1、21H2、11HZ1又は21HZ1」を「21N、31A、31B、31N、11H1、11H2、21H1、21H2、31H1、31H2、11HZ1、21HZ1又は31HZ1」に改める。

別表第１備考６③(i)IBC06の表中「21N、11H1、11H2、21H1、21H2、11HZ1、11HZ2、21HZ1、又は21HZ2」を「21N、31A、31B、31N、11H1、11H2、21H1、21H2、31H1、31H2、11HZ1、11HZ2、21HZ1、21HZ2又は31HZ1」に改める。

別表第１備考６③(i)IBC07の表中「21N、11H1、11H2、21H1、21H2、11HZ1、11HZ2、21HZ1、21HZ2、11C、11D又は11F」を「21N、31A、31B、31N、11H1、11H2、21H1、21H2、31H1、31H2、11HZ1、11HZ2、21HZ1、21HZ2、31HZ1、11C、11D又は11F」に改める。

別表第１備考６③(i)IBC08の表中「21N、11H1、11H2、21H1、21H2、11HZ1、11HZ2、21HZ1、21HZ2」を「21N、31A、31B、31N、11H1、11H2、21H1、21H2、31H1、31H2、11HZ1、11HZ2、21HZ1、21HZ2、31HZ1」に改める。